

## 第2回 長野県森林づくりの費用負担を考える懇話会 議事録

### 1 開催日時

平成19年7月24日（火）午後2時20分から4時30分まで

### 2 開催場所

長野県林業総合センター 本館棟 大研修室  
（塩尻市大字片丘5739番地）

### 3 出席者

委員：大槻幸一郎委員、小木曾亮弍委員、小澤吉則委員、菅原聰委員（座長）、  
高畑八千代委員、中原正純委員、浜田久美子委員、林和弘委員、  
丸田藤子委員、森繁弘委員、両澤増枝委員（五十音順：11名全員出席）  
長野県：加藤英郎林務部長、原隆文森林政策課長、轟敏喜林業振興課長、  
久米義輝森林整備課長、片桐明信州の木活用課長、篠原豊税務課長 ほか

### 4 議事録

#### （1）開 会

##### （事務局）

現地調査お疲れ様でした。ただ今から会議を開会させていただきます。

本日の会議では、森林・林業の現状と課題についての追加説明、並びに新たな費用負担の検討のための検討材料についてご説明をさせていただきます。その後、委員の皆様のご意見をいただく予定としております。終了は概ね4時頃の予定としておりますので、ご協力をお願いします。

それでは開会にあたりまして、加藤林務部長からごあいさつを申し上げます。

#### （2）あいさつ

##### （加藤林務部長）

本日、第2回の「森林づくりの費用負担を考える懇話会」を開催するにあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。委員各位には、大変お忙しい中、林業総合センターにお集まりいただき、誠にありがとうございました。

また、懇話会に先立ちまして、高性能林業機械によるカラマツ林の間伐施業地を調査いただき、森林のもつ多面的かつ公益的な機能を維持・向上させるため、現在喫緊の課題になっています間伐推進の取組につきまして、ご理解をいただければ幸いです。

なお、ご覧いただきました現地は、研修ということで見させていただきましたので、非常にベーシックな機械の取扱方法を見ていただいたということでございます。実際は、研修を受けていただいた上で、効率的な作業をしていただく形で森林整備の推進に努めてまいりたいと思っております。研修生ということ非常に若い方が参加されています。高性能林業機械を導入したことにより、若い人材が現場に入ってくるということで、私たちとしては非常に喜んでおります。

さて、去る6月18日の第1回目の懇話会におきましては、菅原座長さんをはじめ、各委員の皆様から、社会全体の共通の財産である森林という考え方について、森林の持続的な維持・管理、林業の経済的な循環について、森林づくりのための新たな仕組みづくりについて、貴重な

御意見をいただきました。

また、先の6月県議会においては、森林づくりに係る税を含めた新たな財源確保についてもご議論をいただいたところでございます。

本日は、新たな費用負担の仕組みについて、検討材料を出ささせていただきながら、委員皆様のそれぞれのお立場で、幅広く忌憚のないご議論を賜りますようお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。どうかよろしく申し上げます。

#### **(事務局)**

続きまして、菅原座長からごあいさつをいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

#### **(菅原座長あいさつ)**

今回は抽象的な話をしようと思ったが、かなり具体的な内容になって、皆さんの関心の高さを感じました。森林が社会共通の財産であるという点についても、森林全体が共通の財産であるという共通認識があると感じ、これは他県とは少し違う気がして、長野県らしい一つの結論が出るかもしれないと思っています。

そのあとも色々な課題について議論いただきました。そういった中で森林をしっかり維持していかなければならない、それが県民全体の責務である、といったことを痛感いたしました。

今日は、さらに具体的な課題について議論を深めていきたいと思っています。

### **(3) 会議事項**

#### **(事務局)**

ありがとうございました。それではこのあとの会議の進行につきましては、懇話会設置要綱に基づきまして、菅原座長にお願いしたいと存じます。では、よろしく申し上げます。

#### **(座 長)**

本日は大きく分けて、第1段階として新たな費用負担の必要性、第2段階として費用負担のやり方などについて議論していきたい。

最初に前半部分について、事務局から説明をお願いしたい。

#### **(事務局)**

- 森林・林業の現状と課題（追加事項）について説明（資料p 2～p 11）
- 財源確保の必要性について説明（資料p 14）

#### **(座 長)**

新たな費用負担を県民に求めることについての考え方について、委員の方々から発言をいただきたい。

#### **(委 員)**

新たな財源を税として求めていく必要性については、委員共通の認識ではないかと思う。森林の持つ大切な役割、公益的機能を踏まえ、森林を守り育ていかなければならないという県民意識を高めて、県土の付加価値と資源循環社会を築いていく上で、ぜひやるべきだろうと考える。

また、緑の基金や市町村との関係をどうするか、どうシステム化するか。市町村の取組によってはバラツキが出て、地域間で差が生じることがあってはいけない。

個人資産でもある個人有林についても、市場の競争原理に任せるだけでなく、公共的空間として整備していく必要性がどうしてもあると考える。

**(座 長)**

緑の基金の話もあったが、それに関連してご発言を。

**(委 員)**

先般、緑の基金として臨時理事会を開催して議論を行ったが、森林整備等行政で実施するものと緑の基金として実施するものとの役割分担、すみ分けをしなければならないということで、緑の基金としても、やるべきアクションプランを明確にしていかなければならないということになった。

**(委 員)**

緑の募金は寄附であるが、8割程度が市町村に還元され、みどりの少年団の育成や森林に必要性を普及するイベントなどの事業に活用している。

仮に税として公平に県民に納めていただく前提に立つと、緑の募金は自治会等を通じて寄附を募っていることから、新たな税負担をお願いしたい場合には、募金側に対して様々な意見が出てくる可能性もある。

使い道とともに、どのように寄附を募っていくか、理解を得ていくかという工夫、努力が必要になってくると思う。

**(座 長)**

緑の基金と調整しなければならないことも確かに必要。

**(委 員)**

義務と善意の違いがあるわけだが、確かに緑の募金は市町村を窓口として集めていただいている割合が多く、県民の側に立つと税金と同じような感覚。

緑の基金としては、できるだけ市町村側、県民側に還元するようにしているが、さらに皆さんの理解が得られるよう、役割を明確にする中で啓発活動を行っていく必要があると考える。

**(座 長)**

その他に意見はございませんか。

**(委 員)**

これまでの関心が全くなかった訳ではないが、森林が具体的にこれだけの課題を抱えているということは、今回の話を聞くまで知らなかった。多くの県民が同じだと思う。

税負担ありきではなく、まず、森林の現状と課題について県民の中に共通認識をつくっていかなければならないということを強く思う。県民論議を巻き起こして、森林づくりに対して長野県民として関わっていくのかをしっかりと論議していく必要があると思う。

**(座 長)**

森林に対する考え方は人によって違うわけで、住んでいる場所によっても異なってくるのは当然。長野県に住む皆さんに森林の果たしている役割と、その森林をどの様にしていくかをしっかりとわかっていただくということは大切だと思う。

**(委 員)**

森林のもつ多面的機能が維持できるよう、県民が納得した上で税などの方法で負担していただくためには、その重要性を良く知っていただくことが必要。

ただ、5年間など一定期間の県民支援のあと、森林経営がいかに自立していくかについても同時に担保していかないと、県民も納得しないと思う。

一足飛びには難しいであろうが、3段階くらいに考え、行き着く先は、例えば銀行に対する公的資金的に、独り立ちできた場合にはいただいた税金分のうちの一定分については返上していくというような、モラルハザードに陥らないような方策も両睨みで考えていくことが好ましいと考える。

**(座 長)**

公共財産だということはわかるが、実体感をどのように考えていくか。

**(委 員)**

一番問題になっている個人の所有する民有林の手入れ不足に関しては、林業経営体として考えることは非常に難しいと思う。

しかし、そこに手を入れなければいけないので、それをやるのはどこか、担い手というか、推進役、サポート役を考えると、それは森林組合抜きでは語れない。

税金ありきで語ってしまうが、県民の感覚としては森は大切だということはわかるが、どういう風に大切にされていくかという問題が大きくあると思う。

今回の議論も間伐が緊急に必要で、このあと10年くらいの間に相当数の間伐が必要だということであるが、今回参考資料として事前にいただいた県議会での論議を見ても、今想定されている課税で負担していただいても、間伐に必要な資金としては本年度予算の7、8パーセントにすぎないということで、一気に間伐が進むということは言えない。

そのため、間伐をドンドン進めますだけではなく、いかに森林が共有財産であり、整備が必要であるといった普及啓発的なものとして使うといった考え方も一つあると思う。県民から見ると、間伐が進むということがリアリティをもって森林を良くするというところにストレートに結びつかない中では、その大きなギャップを埋めるためにいただいたお金を使い、根本的に森林が公共的財産、社会的資本として維持されていくために使うということ。

また、もう一点希望すれば、民有林の最終的な取りまとめをしていただくのは、やっぱり森林組合であると思うが、現実問題として個々の所有者に対してコンサルティングをしていくとか、施業等を提案していくサポートシステムがほとんどない。森林組合の方向性をあくまでも森林所有者のサポート役としての機関として位置づけ、役割を変えていけるように活用したらどうかとも考えている。

間伐実施の全体量からすると僅かな金額であれば、抜本的なところに投入して森林づくりを考えるとという仕組みとし、5年間とするのではなく、ずっといただくという形になったらと考えている。

**(座 長)**

議論していく中で、森林を整備していく担い手を明確にしていかなければならない。その点で森林組合に期待するところは大きい。

**(委 員)**

森林所有者の団体であるということで、森林組合はしっかりしなければならないと思う。

森林づくりに対して県民に負担を求めるかについては、戦後復興期に先人がすごいエネルギー

一で植えたが、そこには所有者だけの負担でなく、国や県の支援がしっかりとあって出来たこと。

それが間伐の「団塊世代」を迎えて、本来であれば林業が経済の中で成り立っていれば良かったが、現在のような状況では間伐についても、先人の思いを実現するためにもご支援いただければと思う。

所有者の問題も当然あるが、川は個人の所有物でなく公共の財産として整備されている。山が国や県などの公共のもので、業として借りているのであればもう少しわかってくれるのではないかと考える。

山がなかったらという前回の資料での3兆681億円という公益的機能の評価額、県民1人あたりで日に3,800円もの恩恵がある。これを県民の方にご理解いただき、先人が一生懸命植えた木を育てるため、今必要である間伐について、後継者である我々が皆で協力して行っていただきたいと思う。

また、担い手については、本日の視察現場でも研修されていたが、現実に働く皆さんは自分の信念を森林の整備に持ち込んでやっている。実際の林業現場は相当の肉体労働であり、危険を伴うもの。

そのような中、県で進めている競争入札では出来るだけ安く仕事をする必要があるが、その分は人件費に響いてくるもので、意欲を持って山づくりをやりようとしている人たちの生計が維持できない。中には厳しい労働に見合う収入が得られないということで辞めていく人もいる。

森林組合が組合員に間伐をしようと提案した時に、安くやってほしいと言われても、我々としてはそれが作業により永続的に雇用できて、やっとプロとして育てることができる。このギャップを埋めることに費用負担の効果があるということを感じてほしい。

もしわからなかったら是非体験していただき、その辛さを理解してほしい。そういう人々を助けられない限り、山を維持していくことはできないと考える。間伐の実行とこれからの担い手を育てることには大変な費用がかかるということについてご理解をいただきたい。

## (委 員)

今回、県から提出いただいた資料の中で注目すべき点が2点ある。

1点目は、2ページのこれからの課題にあるとおり、1年前の災害は実体験で皆さんの中に生々しく残っているものだと思うが、この災害を教訓とするよう、県では災害が実際に起きた場所の森林の現況を詳しく調査し分析している。

間伐の意義については、PR誌などでは太陽光が入って下草が増え、植生が豊かになって水源かん養機能が向上する、単木あたりの成長量が良くなって木材の経済的な価値が増えるなどといった有用性をよく言うが、今回、根の張り具合、防災機能としての森林の役割が間伐効果の中でしっかり位置づけられるということ、一つのデータとして分析いただいたことは今まで他の報告にはない。

苦い災害体験をベースにしながら、県民の森林に対する災害防止機能をどうやるべきかといった点でPRできる、非常に貴重なデータがはっきりしてきたと思う。

もう1点は間伐の回数。資料の4ページにこれまで公有林は平均1.7回、私有林は平均1回で、実際に倍半分の回数だということ、数字上ははっきりいただいている。よく間伐は遅れているというが、実際どういう意味かということが案外捉えられていない。今回、このように定量化したことで非常にわかりやすい数字を出していただいた。

総論として、森林を県民の共通の公共財産として、苦い災害をベースに考えると、しっかりと間伐をやる必要がある。

問題はどこをどういう形で間伐をやればよいのかという防災上の視点からいうと、おしなべて全部遅れているからやるということではなく、より局地に絞っていくというガイドラインが

これから研究報告で出てくると思うので、県議会の中で僅かなお金をまわしても効果が少ないという議論もあったかと思うが、僅かなお金を集中してどこに入れるかというガイドラインが研究の成果としてこれから出ていくと思う。

そのような意味で、必要な資金を早く、県土のどこにどういった形で入れるかという議論が素材として出てくると思うので、そこを念頭に入れ、資金は税がいいのかどうかは次の議論になると思うが、いかに長野県として早く森林に防災上の意味からお金を入れる必要があるという明確な論拠が見えてきたような気がする。

#### (座 長)

基本的には県民に新たな負担を求める方向で良いのではないかということだが、そのためには色々な課題が残っている。県、森林所有者など関係者が努力し、一般の方がそのことを理解できるような取組を行いながら実施していかないと、単に県民に負担を求めるだけでは駄目だと思う。

そのような課題を解決する方法を出しながら、すべての県民に負担を求めるということで次の議論に進みたいが、いかがでしょうか。

#### (委 員)

そのような方向で議論は進むと思うが、活動の中で色々な方々とお会いし、話をお聞きしているので、ここでお伝えしたい。

特に6月からの住民税の増税に対し、これは何だという声が沢山聞かれる。生活できないという声や、高齢の方からはこれからどうやって生活をしていったら良いのだろうといった不安を沢山抱えている。

そういった中で、増税ありきでなく、喫緊の課題とすれば、普通は一般財源をそこに投入すべきではないかと県民は考える。その点も丁寧に説明していくことが必要だと思う。

#### (座 長)

すべきである課題については確かに国や県が出すべきであろうと思うが、厳しい状況の中ですべてを出せない現在、当面の手段としては、自分たちの暮らしを支える基盤である森林を守るために自分たちで負担していこうという決意があるのではないかと考える。そのようなことを県民に分かっていただくことを、努力してやっていかなければならない。

1番目の課題は以上のような結論とさせていただき、次は、前回からも色々な意見をいただいているが、費用負担の方法は様々考えられるので、その判断材料として県から資料を出していただいている。それを手がかりにして後半の検討に移りたいので、事務局から説明をお願いします。

#### (事務局)

- 財源確保策の検討材料について説明（資料p15～p22）
- 新たな仕組みの検討材料について説明（資料p23～p28）

#### (座 長)

事務局から説明のありました内容を踏まえ、ご質問やご意見をお願いします。

#### (委 員)

財源確保策の手法については、税が一番良いということで、皆の共通認識ではないか。問題は、市町村が徴収するということもあるが、こうした税収を確保した場合において、林

務関係予算の全体額に税収分が加算されるのであるかどうか。

また、そのことが間伐を中心とした森林整備に具体的に充てていく仕組みづくりをどうするのか。さらに県民は同時に市町村民であり、市町村との連携協力をどう打ち出し、この事業促進をやっていくのか。こういった仕組みづくりが明確に示されないと、県民の理解が得られないと思うし、市町村の理解もなかなか得られないだろう。

例えば、県税収入になったものの活用について、事業主体がどうなって、補助制度でやっていくのか、交付金の様な形でやっていくのか、あるいは直接県がやっていくのかといった方法論を、市町村関係者だけでなく、県民に等しく分かるように具体的に説明するべきではないか。そのようなことが論じられないと、この税を導入して良いのか悪いのかの議論に繋がっていかないと思う。

#### (座 長)

新たな負担を求めてやっていくのであれば、しっかりと仕組みを作って説明をしてからやるべきとの意見で、当然のことであると思う。

まず県民からご負担をいただく形として、様々な手法を検討した結果、県の原案では県民税の超過課税方式がどうかということであるが、この点についてご意見はございませんか。

#### (委 員)

色々な方法があるが、例えば下流からの水道使用量1トンに1円といった負担や、企業からの支援による方法などもあるが、県民税の超過課税方式が一番良いのではないか。従来から公益的機能を守っているのは上流であるから、是非導入すべきであるということ述べたいと考えていた。

長野県は全てが源流であるので、水源税的な考えが皆の合意を得やすいかとも考えていたが、現実的には県民税の超過課税方式が一番良いと思っている。

#### (委 員)

一般の方に分かりづらい点があると思うので、3点ほど質問したい。

1点目は、法定外目的税とした場合、徴税コストが過大になるということ、さらに先行県も断念したということを知りやすく説明いただきたい。

2点目は、上下流というのが長野県として特徴あることだが、県内の皆さんへ負担を求める話に平行して上下流論をたてないと、長野県の個性が見られないと考える。そういう面で類似している先行県として奈良県などで新たな制度を立ち上げる時に、下流に対してなにか制度的要請を行っている事例があるかなど、承知している点があればお話いただければ、より理解しやすい。

3点目として率直な意見で、税収見込額が6億8千万円から13億6千万円とあり、県議会でも議論があった訳だが、極端な話でそれくらいの額であれば新税導入ではなく、現行の県の予算枠でなんとかできないかという意見が出たときに、どう答えていくか。

6億円といえども、県の既成予算枠で今後の先を見通すと非常に難しいということはどう説明するか。一般県民に説明する上での大事なキーワードであると思う。その辺の議論を飛ばして、森林整備が必要とだけの説明では納得されないかと思う。

この場で説明は大変かと思うが、今後、これを制度として立ち上げた時には、先々を見通しても既成予算枠では限界があるところを、理想的には大変だということは分かるが、6億円もなにもならないのかと言われた時に、理解いただける説明ができるようにされたい。

また、そのことと合わせて、県民に対し、県土を維持していくために、子供達にしっかりと引き継いでいくために、こういう新しい制度が必要で、これくらいのお金を頼みますと積極的

に言えるような論理をこの中にもっと入れる必要があると考える。

#### **(税務課長)**

新たに目的税を創設することについてですが、資料の21ページに記載のとおり、初期費用も大きく、徴税コストも過大になるということが一番の課題です。

このため、今回は県民の皆さんに広く住民税という形でお納めいただいています個人県民税の均等割の超過課税方式が、一番現実的ではないかという提案をさせていただいたところです。

これに似たような形で目的税をつくりますと、まず誰に課税するかといった検討を行い、次に所得に応じて課税するとしても、県には所得や住所のデータがないために、そのための課税資料を集め、一から新たなシステムを作り上げる必要があります。現実的にはかなり難しい部分があります。課税しますと徴収する人件費も新たに必要となり、徴税コストもかかります。

また、新たな税ということで総務大臣の同意が必要となりますが、あまり徴税コストがかかる場合は国の同意を得ることが難しくなります。

資料の18ページにある他県での目的税については、産業廃棄物関係税や宿泊税、核燃料税などで、ある程度課税対象者が特定されているもので、初期費用や徴税コストもあまり大きな額にならないものであります。

今回のように幅広くご負担をいただく場合には、県民税均等割の超過課税とすれば既存の仕組みのなかでの運用になるため、徴税コストを抑えることが可能ですが、新たな目的税という形は難しいものと考えております。

#### **(森林政策課長)**

先行県での上下流連携の事例ですが、本県では海に接していない他県と森林づくりに関する協議会を設けており、下流域との連携についても情報交換の議題としております。

現在のところ、他県でも具体的な制度的要請はないとのことですが、今後どうやって下流県にお願いしていくかといった取組についても協議してまいりたいと考えております。

現行の県予算の中で賄えないのかについては、色々な支出面も含めまして整理した上で、次回の懇話会資料でお示ししたいと思います。

#### **(委員)**

単純に企業会計と比較すれば申し訳ないと思うが、例えば森林にかかる税金の割合がここ10年間で変化しているかどうかポイントになるのではないかと考える。県全体の考え方が森林整備が大事だとして予算にも反映されており、そのプラス $\alpha$ で出てきている話なのか、もう削れ削れとしてどうしようもないという背景なのかで全く違う。

個人的には仮に税負担を求めたとしても、その用途についてはプラス $\alpha$ のところに使っていただければ良いと考える。大事なところは県税で賄うという基本的な考えをもっていただかないと、プラス $\alpha$ 分が違うところに回されてしまうことでは理解を得られない。

もう一つ疑問なのは、本来税収入となるべきもので収入となっていない未収分がどの程度あるか分からない。県税全体からすると7億円程度は微々たるものかもしれない。

あるいは、監査報告などから税金の無駄遣いの指摘が仮に20億円くらいあったとすれば、新たな税負担を求めるということはとても納得のできるものではない。

企業でも、収入は限られているので、どこにポイントをおいて予算配分するかを考える。仮に森林に対する評価が県全体で重要であるという判断がされているのであれば、当然それは過去5年や10年の予算に出てきているはずで、そういう観点も必要である。

### (林務部長)

第1回目の懇話会資料でもグラフで提示しましたが、森林整備が県全体の予算の中でどのように変わってきているかについて整理し、次回資料として提出したいと思います。

基本的な考え方については、県民全体で支えていくものとしてご負担いただいたものを、実際に恩恵を受けている森林の整備に使っていくということが大事な視点と考えており、それを含めて次回資料として提出させていただきたいと思います。

### (委員)

全体を通じての話になるが、議論の中で税の分配という話があり、それで足りないから森林の多面的影響なり、例えば災害の防止など思ってもみなかった以上の効果がある森林の整備が緊急に必要なになっているからお願いします、という議論がある程度出尽くしたと思うが、もう一方で、森林経営が本当に立ち行かないのかという課題がある。

森林経営が立ち行かなくて当然だという話なのか、本来なら上手くいくのにそうならない一因があるのか。これまでの資料では森林の多面的機能しか示されていないので、出来たらこれに森林経営が上手くいかない課題を整理し、それから出発しないと、次に公的なお金が無くなった場合に独り立ちしていけるのかという議論にいかないようになる。

せっかくこのような場であるので、現状の棚卸しをしていただいて、先ほどの必要性和合わせながら、次の展開としてあるべき姿というのを示していただけたらと思う。

他県の事例もあるが、物の本をみると日本国内自体が崩壊しているということで、よく言われるのが欧州などで森林組合が基軸となったコンサル機能といったことも議論の一方ではあるので、このような点も整理していただくと、次に持続発展型の日本における森林経営という話になっていくと思うし、県民への理解を助けるものになると考える。

### (委員)

森林所有者のほとんどが森林組合に加入していると思うが、そこが上手く機能できないかと思っている。もっと組合員の中に組合職員が入っていったらどうかと言ってはいるが、なかなか実行できていない。

### (委員)

まったくそのとおりで、それこそが森林組合の使命であると思っているが、なかなかそのとおりの森林組合の経営、運営のあり方になっておらず、ある意味では意識改革の遅れた、皆さんの期待に添えない動きをしているのも事実。

コンサルティングというか、所有者をその気にさせるということや、県民に森林の大切さを理解していただく役目を森林組合が持たなければならない。その重要性を特に所有者に訴えなければいけない。その努力をやらざるを得ないし、やることが仕事だと思っているが、それによってお金をいただけることではない。それが事業に結びつくことで職員を雇用できる。その努力のところは、経営的には見合わないものをあえてやらなければ、組合経営の将来はないということで、苦しいけれどやらざるを得ない。でもそこを少し理解していただきたい。

同業の森林組合の皆に会ったら、そんな気持ちを伝えていきたいし、努力していきたいと思っている。

### (座長)

林業が経営として成り立つことは非常に難しい。社会の情勢に左右されて苦労している。

頑張っている取組がどのように展開できるかがこれからの課題であるが、やらなければならないことであることは明らか。なんとかやっていけるような形を考えていかなければならない。

使い方の話になるが、どのようなところに使った方が良いか、色々な考え方があると思う。県では森林整備を中心に活用していきたいとのことであるが、具体的なイメージはどのようなものか。

#### (林務部長)

森林の現状からいけば、今、先送りの出来ない喫緊の課題である間伐を中心とした施策であると考えているが、それ以外の用途について、他県の事例もお示しする中で、ソフト事業としての普及啓発や、県産材利用や人材育成のように間接的に森林整備につなげていくような用途も考えられます。

メインの柱は先送りできない間伐を中心とした森林整備になろうかと考えておりますが、それ以外で森林整備を推進するため、県民の皆さんのご負担をいただいて使っていく用途について、ご提案をいただければ検討していきたいと思っております。

#### (座長)

用途をどのような点にしたらよいか。先ほどから森林組合頑張れという話もあるが、それ以外にも県民の共通財産として実感できるようにするためには、どういったところに使った方が良いか、ご提案はありますか。子供の教育は緑の基金でやることになりますか。

#### (委員)

緑の基金でも先般活発な意見交換を行って、両輪で出来ることが沢山あると思った。

目に見える形にしていけないと税金を払う意識にならない。例えば、森林組合に間伐をやってもらった人から、とても気持ちの良い林になって、車で通るたびに気持ちが良いので、千円くらいは払っても良いという気持ちになったということ聞いた。

困るというだけでなく、そういう実感できる形で、皆が享受出来ますというプラス効果を提示すると良いと思う。県民の目に見える、感じられるような形を出していく努力をしていかないと駄目で、県民には目に見える形でないと伝わらない。

#### (座長)

例えば岡谷市の湊地区では、災害が起こる前は山のことは全然関係ないと思っていたが、実際に災害が起こってみると「やっぱり山は大切だ」と実感し、地区の人の理解が深まったという。

森林の必要性は日常生活の中でなかなか見えてこないもので、実際に災害に遭う前にわかってもらいたいが、伝えるには難しい課題である。

#### (委員)

喫緊の課題である間伐については、県の予算の動向などは次の回で資料をいただけたとのことであるが、以前に新聞で立ち枯らしの方法もあると大きく報道されていた。そのような方法でなんとかならないのか。

また、私たちが本当に緑の社会資本として森林を大切に守っていくために、論議を尽くしてから税の導入という方向に進まないのかということを感じている。

#### (座長)

森林は環境を守るといっても目で見えるものではない。目で見えることだけで説明しようと思っても大変であり、そのようなことを基本的にわかっていただけたらありがたい。

森林が難しいところは、場所によって全然違うということで、ある所で良かったとしても、

それが全部に通用するとは限らない。非常に多様で多面的なところがあって、人の生き方と一緒に、森林も機械的に見るのではなく生き物として見る目をもってほしい。現代社会では機械的な判断が優先してしまうが、なんとか「森林は必要だな」という程度はもっていただきたい。キッチリと数字で示してもそれが全てではない。

#### (委員)

この懇話会には、森林に元々携わっている委員と、全く客観的に市民の視点での委員がおり、今お話いただいたことは重要な意見。普段の生活で森林に客観的に接している方は、なんとなく分かるけど、その中で新しい制度が入るのは問題だという指摘だと思う。

森林の機能を一般の人に知ってもらうには、特に長野県のようにまわりが緑だらけという県では当たり前にあるものであり、当たりのことが当たり前に出ていないんだという素朴な疑問に直面すると思う。

今回、この懇話会で方向性の議論をするのは結構なことであるが、最後は市民レベルの目線において、こういう問題をもっと議論する場をつくるべき。手順、手続きの話であるが、この懇話会で終わらないで、地区の説明会、若しくは意見聴取の会を、木曾や松本、長野などの拠点で行い、もっと率直な現状と認識を我々委員も入って、県民の方の意見を聞く場を設ける必要があると思う。

長野県は森林県であるから、それくらいのことにはわかっているかと思いがちであるが、意外と身近にあるものであることから、問題提起されるとちょっと違和感があると思う。そういう手順をこれからのスケジュールの中に組み込むことが可能かどうか検討いただいて、そういうものを何回かやれば良いと思う。

この場で森林の機能論をご説明してなんとなく分かったということも一つの成果かもしれないが、地域にいる多くの皆さんのご理解を得るために、若干時間は要るかもしれないが労を惜しまず行ってほしい。

#### (座長)

森林の恩恵などは非常に分かりづらくて複雑であるが、説明すれば理解していただけるのではないかと。具体的に展開する時に、県民全体に普及啓発を行ってから実施した方が良いと思う。出来たら地方事務所ごとに説明会を行い、県民の理解を得るという取組をやった方が良い。

#### (委員)

平成16年に県がふるさとの森林づくり条例をつくる時に、各地域で説明会を行い成果があったと思う。今回も県民みんなに理解していただくためには実施した方が良い。

#### (森林政策課長)

県民の方々から意見をいただくことは大変重要なことだと考えており、今後、9月から10月にかけてパブリックコメントやシンポジウムのほか、地域説明会も行う予定であります。ただ今、この懇話会の委員の方も入ってとのお話もございましたので、その実施にあたっては地方事務所単位又はブロック単位で開催するかなどを含めまして方法を検討したいと思います。

#### (委員)

その方向でお願いしたい。私たちも森林関係者、県民、双方の意見を聞くことともに、森林づくりの大切さ、必要性を伝えていくことなどの協力もした方が良いと思う。

### (委員)

スウェーデンでは、国民が森林に親しむ国であるとともに、林業が国の一大重要産業であるが、それでも法律が変わったときなどには一大キャンペーンを展開している。それも少数のグループでやっており、例えば県の林務部の方がズラリと並んでやるのではなく、一人の普及員が小さなグループで回数やるといった形の普及啓発を行っている。

そこですごく印象深かったのは、林業は自然を扱っていると思いがちであるが、そうではなくて人を扱っている、人間相手の商売なんだと普及員が言っていたこと。日本の林業に欠けてしまったことではないかと思う。

昔は林業・木材生産業といったものが主であった中で、森林・林業関係者だけに伝わる言葉で話していたし、業界の中だけで意思疎通が出来ていた部分が、ここ5年、10年で大きく変わってきている。林業のことを全然知らない人たちに、どうやって言葉を繋げていくかというは非常に大きな課題をもっている。

ふるさとの森林づくり条例の時に地域での説明会があり、私も参加したが、決して多くの人があるわけではなく、ボランティアで森林づくりに関わっている人たちなど、極々少数であったという印象であった。

しかし、今回は税金の話なので、もっと幅広い方々に参加していただける可能性がすごくあるので、これをポジティブにとられ、回数を行うとともに、税の話だけではなく森林づくりの話をする良い機会になるのではないかと思う。

もう一点、違う話題になるが、九州を取材で訪れた時に聞いた話で、九州では現在、大面積皆伐の放置が大きな問題になっていて、すでに税を導入したある県では放置山林のケアを用途事業として充てたところ、大面積皆伐にブローカーの人が入っていて、所有者の説得に伐採後は県が面倒を見てくれるからと言って勧め、伐採後にもそのままにしておく例があった。そのようなことになってはいけないので、税の用途については、どのような名目で限定していくのが難しいという話を聞いた。

放置されていることは一番大きな問題であるが、そこに税金を充てますといった時にどういった問題が起きるのかということも同時に考えていかなければならないと感じた。

### (座長)

本県では大面積皆伐が起きないようにするために、公的な関与が必要ではないかと思う。私経済に任せていたら実際に同じようなことが起きる可能性がある。

### (委員)

本当に皆伐跡地の放置が問題になっている。逆に用途について、先行県の事例を聞くと、用途を限定しすぎたためにお金が余ってしまい、どうするんだという制度自体に対する根本的問題が指摘されかねないことがあるなどの例もあり難しいようだ。

かといって何でも使えるようにすると、新たな資金の用途が現行の制度との兼ね合いでどう位置づけて始めたんだという問題になるので、使い道を縛りすぎてもいけないし、緩めすぎてもいけないというもので、その点は時間をかけながら出すしかないと考えている。

それこそ、色々な意見を地域で聞く中で整理していったらどうかと思うが、あまり絞らないほうが良いとは思う。

### (座長)

私もその方が良いと思う。

今回の議論を踏まえ、次回には新たな財源を活用してどういった事業を行うのか、そのためには今回良いとした県民税の超過課税をどの程度にするのか、具体的に案として示してもらい

たいがいかがか。

**(森林政策課長)**

間伐だけでなく、その他の用途についても検討材料として例示し、その費用と財政状況等から勘案するとこの程度の税が必要だという「たたき台」を出したいと考えております。

**(座 長)**

やはり具体的に検討案があった方が議論が進むのではないかと思いますので、そのようにしていただきたいと思います。

また、先ほどから意見が出ていますように、林業の仕組みの問題も具体的に出してもらえばありがたいと思います。

最後に資料の30ページをご覧ください。ここでは最終的な提言を出すときの目次を書いてあるが、こういった形で懇話会の結果を提言したいと考えています。本日の議論を踏まえて変わるところがあるかもしれませんが、概ねこういった形の提言にしたいと思いますがいかがですか。

**(委 員)**

懇話会としての提言であるので、懇話会の議論ではこのような方向であるが、県民の皆さんの意思、考え方をさらに踏まえるような今後の手順というか、こういうことをしてほしいといったものを記載したらどうか。

**(座 長)**

この提言は4回目の懇話会で検討することとし、その前に県民への説明会を実施することとしてよいですか。

**(森林政策課長)**

次回の第3回目は8月22日を予定しており、その後に2ヶ月おきまして10月30日に第4回目の懇話会を開催したいと思います。

第3回目に県民の意見をお聞きするパブリックコメント案を検討していただいて、それをもとに地域説明会などを開催し、いただいた意見を反映させて第4回目の懇話会を開催し、提言をとりまとめていただきたいと考えております。

**(委 員)**

提言の中の「新たな負担のあり方について」という項目があるが、これまでの議論の中で委員の皆さんから県に対する要望や希望などもあるので、可能であれば「ここは認めるけれども、この点は忘れないでほしい」といった項目があったほうがバランスがとれるのではないかと思います。

**(座 長)**

仕組みの記述の中で付け加えようと考えていたが、今の意見も参考にしながら検討していきたい。他にご意見はありませんか。では、第3回の方向が見えてきたので、本日は以上にしたしたいと思います。

#### **(4) 閉 会**

##### **(事務局)**

長時間にわたりましたありがとうございました。最後に委員の皆様に、加藤林務部長から御礼を申し上げます。

##### **(加藤林務部長)**

本日は現地調査を含め、長時間にわたり熱心なご議論をいただきありがとうございました。様々な有意義な意見をいただきましたので、整理をしまして次回の懇話会では具体案をお示したいと考えておりますので、よろしく申し上げます。本日はありがとうございました。

##### **(事務局)**

次回の懇話会につきましては、来月、8月22日水曜日の午後、県庁において開催を予定しておりますので、御出席をお願いします。

また、本日の議論の内容につきましては、後日、皆様にお送りするとともに、県の公式ホームページに掲載させていただきたいと思っておりますので御了承をお願いします。

以上をもちまして終了とさせていただきます。ありがとうございました。

(了)